⑵　顧客等に対して紛争解決等業務に関する規則第108条第３項に基づき相談・紛争解決委員会が指定する団体を適切に紹介するための社内態勢
⑶　過払金支払に際し顧客等に対して過払金総額を通知するための社内態勢
⑷　過払金支払に関する振込み口座の確認に関する社内態勢
⑸　前各号に掲げる社内態勢に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
⑹　社内規則等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

附　則（平19.12.19）

この細則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第６条第１項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第２条第１項、第２項第４号、第３条の２、第６条第１項を改正。

附　則（平21. 6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第１条、第４条第１項、第６条第２項第１号乃至第４号、第７条第１項、第８条第１項、第10条第１項、第11条、第12条第１項、第２項第２号、第３号、第６号
第13条第１項、第14条第１項、第16条第１項
第17条第１項、第19条を改正。

附　則（平22. 6.18）

この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第４条、第７条、第８条、第10条の２、第11条、第12条を改正。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第６条、第16条を改正。

附　則（平26. 6.10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第３条の２、第11条、第11条の２、第12条を改正。

附　則（平28. 2.25）

この改正は、平成28年２月25日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第12条第２項を改正（別紙様式を追加する。）。

附　則（平28.10. 1）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第６条を改正。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５９号
三重県伊賀市上神戸4507番地の285　フェロータウン　Ｄ－２
債務者　宮地　　剛
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目９番１号　オ・ソレイユ301号
債務者　為村浩巳こと　爲村　浩巳
１　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　崇行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９７号
広島県東広島市西条町田口164番地65
債務者　木原　一三
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森井　基嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１号
山形県天童市大字蔵増甲646番地の２
債務者　野川　和弘
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　善大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３７号
大阪府松原市河合４丁目332番地の18
債務者　宮村由美子
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角石紗恵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
神戸市東灘区魚崎中町１－７－15－505、住民票上の住所神戸市東灘区甲南町４丁目８番４－503号
債務者　西尾　京子
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６１号
岡山市北区南中央町７番８号コープ野村枝川公園504、旧住所岡山市南区藤田652番地20
債務者　山岡　正樹
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　財津　唯行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９号
北海道河東郡音更町木野大通東15丁目３番地54
債務者　梅林　三克
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　明子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係